

美唄市中心市街地空き店舗等活用促進事業 募集要領
(美唄市中小企業等振興条例第 4 条第 2 号に定める中小企業者等が行う商店街環境整備事業)

1. 目 的

この補助金は、中心市街地の空き店舗等に新規出店する場合に、出店者に対し補助することで中心市街地の商業集積による魅力向上や賑わいの創出を図るものです。

2. 補助対象範囲及び要件

- ・申請者が個人または市内中小企業者であって、中心市街地内の空き店舗等を改装し店舗又はオフィスを開設する事業であること（中心市街地ですでに事業を営んでいる者を含む）
- ・個人の場合、市内に住民票を有するまたは住民票を移すこと
- ・会社の場合、開設する店舗及びオフィスで本店登記または支店登記を行うこと
- ・当該年度中(令和 8 年 3 月 31 日まで)に必要な工事、商業登記、什器の購入等が完了する事業であること
- ・金融機関からの融資を受けること
- ・チェーン店やフランチャイズ契約等の契約に基づく事業でないこと
- ・3 親等以内の親族から引き継ぐ事業でないこと
- ・国、道の補助金及び美唄市の別の補助金を活用していないこと
- ・市税の滞納が無いこと
- ・美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと

3. 対象事業

農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業等に該当しない業種

4. 募集期限

令和 7 年 11 月 28 日（金）まで
※予算が無くなり次第終了となります。

5. 補助金額

(1) 補助金額

補助対象経費の 2/3 に相当する額（上限 300 万円）

(2) 補助対象経費

○事務所・店舗等開設経費

- ア 新たに開設する事業所等の外装、内装、設備に係る工事費
- イ 什器備品等の購入及び設置に係る経費（パソコン等汎用性の高い備品を除く）

○商業登記等に関する経費

- ア 会社設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（会社）
- イ 商号登録に係る登録免許税（個人）
- ウ 会社設立及び商号登録に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費

○販売促進に関する経費

- ア 広報宣伝費
- イ パンフレット作製費

ウ ホームページ制作費

(3) 補助金の支払時期

事業完了後、実績報告書を受領し、補助金額を確定した後に支払います。

6. 応募方法について

(1) 応募方法

応募書類を美咲市経済部経済観光課へ提出してください。

(2) 応募書類

- ・補助金交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支内訳書
 - ・見積書
 - ・納税証明書（滞納がないことがわかるもの）
 - ・住民票（個人の場合）
 - ・その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

(3) 提出部数 1部

※本申請の前に事前申請を行うこと。また、事前申請期間中に本申請を希望する場合は、事前申請時にご相談ください。

7. 審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金を交付するか否かを判断します。

審査項目及び審査の着眼点

- ・公的な資金の使途として適切であること
- ・事業の妥当性・実現性・継続性・成長性がみとめられること

8. 事業完了後の実績報告の提出

事業が完了してから14日以内に下記の書類を提出していただきます。

提出書類

- ・補助事業実績報告書
 - ・収支内訳書
 - ・領収書（写）
 - ・事業実施したことがわかる写真
 - ・融資を受けたことを証明する書類
 - ・住民票（個人の場合）※応募時に提出している場合は不要
 - ・決算書（会社の場合）※提出時点で決算を迎えていない場合は不要
 - ・登記したことがわかるもの（会社の場合）
 - ・その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

9. 応募受付・問い合わせ

〒072-8660

美咲市西3条南1丁目1-1

美咲市役所経済部経済観光課商工労働係

【TEL】0126-63-0111（直通）

【E-mail】shokou@city.bibai.lg.jp